

平成26年度

財政援助団体等監査書
(財政援助団体監査)意見書

高梁市監査委員



高 市 監 第 7 1 号
平成 2 6 年(2014) 8 月 2 5 日

高梁市長 近 藤 隆 則 殿

高梁市監査委員 廣 兼 昭 夫
高梁市監査委員 大 月 健 一

平成 2 6 年度財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査（財政援助団体監査）を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

目 次

平成26年度財政援助団体等監査（財政援助団体監査）意見

第1	監査の対象	1
第2	監査の範囲	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の方法	1
第5	監査の項目及び着眼点	1
第6	監査の結果及び意見	2
第7	監査の概要	4
1	団体の概要	4
2	事業の概要（株式会社吉備ケーブルテレビ「定款」より）	5
3	役員等の状況	5
4	平成25年度市町別ケーブルテレビ加入世帯数	6
5	補助金の交付状況等	6

平成26年度財政援助団体等監査（財政援助団体監査）意見

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が平成25年度に財政援助を行った団体のうち、下記団体における財政援助（利用料金減免事業補助金）の出納、その他の事務の執行について対象とした。

財政援助団体名	補助金名称	平成25年度補助金額 (円)	所管課
株式会社 吉備ケーブルテレビ	高梁市ケーブルテレビ 利用料金減免事業補助金	11,768,350	総務部 総務課

第2 監査の範囲

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに執行された事業の会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第3 監査の期間

平成26年5月13日から平成26年8月25日まで

第4 監査の方法

監査にあたっては、所管課及び財政援助団体から事前に提出を求めた関係書類を審査し、かつ、所管課の関係職員から状況を聴取のうえ実施した。

第5 監査の項目及び着眼点

1 所管課

- (1) 補助金の決定は法令に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また公益上の必要性は十分であるか。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確であるか。
- (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正であるか。
- (5) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- (7) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

2 財政援助団体

- (1) 補助対象事業が、計画及び交付条件に従い事業実施がなされ、十分な効果があげられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (2) 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

第6 監査の結果及び意見

株式会社吉備ケーブルテレビの財政援助（利用料金減免事業補助金）に係る同社の会計経理、所管課での減免対象者の認定、補助金等の額の算定及び交付方法及び手続き等について監査を実施した結果、財政援助に係る出納その他の事務の執行は、総じて適正に執行されているものと認められたが、一部に検討・注意を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な処理に努められたい。

今回の財政援助団体等監査において、全般的な意見等を総括的事項として、検討等を必要とする点及び要望する点は個別事項として考察を加えたうえ、特記すべき事項について、次のとおり、監査の意見として述べることにした。

また、「2 個別事項について」に記述した指摘事項に対して、改善措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、指摘事項については、次の区分によるものである。

・「検討」（検討を要するもの）

- ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整等を要するもの
- イ 予算措置上又は制度上の不備等で検討を要するもの

・「注意」（注意すべきもの）

- ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなど軽易な誤りのもの
- イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

1 総括的事項について

本市におけるケーブルテレビ網は、合併前の旧市町の地域ごとで情報通信基盤ベースが異なっていた状況を踏まえ、市が高梁西地区の整備を行うとともに、ケーブルテレビ運営事業者の統一も図り、平成22年4月からは市内全域で同一の情報提供サービスを受ける環境整備がなされた。この整備されたケーブルテレビ網を活用し行政情報を提供するにあたり、市内のテレビ加入者の負担を軽減し、行政情報を享受しやすい環境を整備するため、高梁市ケーブルテレビ利用料金減免事業補助金交付要綱が制定され、基本月額利用料金の減免額の一部に対し、予算の範囲内において補助金交付が行われている。

ケーブルテレビ月額基本料金の減免対象者は、利用料金減免事業補助金交付要綱第3条に規定され、さらに同要綱第4条では、補助金の額は減免対象者に対して年度中に減免した実績により算定することはもちろん、基本月額利用料金の未納がある場合、未納分について対象としないことも規定されている。高梁市ケーブルテレビ利用料金減免事業補助金実績報告書を確認したところ、交付要綱第13条に基づき減免対象者入金状況一覧表も提出され内容審査がなされ、適正に処理されている。

また、株式会社吉備ケーブルテレビの平成25年度（第44期）事業報告によると、平成25年度末でのケーブルテレビ加入率は、高梁市が75%と、高梁市新総合計画で掲げている加入率70%を達成しているうえ、吉備中央町、新見市と比べても高く、利用料金減免事業補助の実施、利用料金の引き下げなどの効果が大きいと言える。

しかし、少子高齢化の進展などに伴い人口の減少が見込まれるなど、加入率の大きな伸びが期待できないことが予想される中、今後ともケーブルテレビ事業者の経営基盤が安定し、市民の誰もが整備された情報通信基盤の恩恵を受けられ、利用可能な料金で公平で均一なサービスが享受できることを実現するため、今後一層ケーブルテレビ事業者とも連携され加入者の増加が図られることを期待する。

2 個別事項について

(1) 「検討」

ケーブルテレビ基本月額料金の減免対象者は、利用料金減免事業補助金交付要綱第3条に規定されているが、その対象者の内、災害救助法（昭和22年法律第118号）による援助が行われた援助区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けたことが減免対象と規定されているが、他の事例、日本放送協会放送受信料免除基準においては災害被災者について、免除期間を『当該救助の期間の初日の属する月およびその翌日の3か月とする』とされている。ケーブルテレビ利用者相互の料金負担に係る公平性確保の観点からも免除期間を設けることなどを検討されたい。

(2) 「注意」

ケーブルテレビ基本月額利用料金減免希望者は、利用料金減免事業補助交付要綱第5条で市長に「ケーブルテレビ利用料金減免対象者認定申請書」を提出し、市長はその申請を受け内容審査することとなっている。

提出されている申請書を確認したところ、減免申請書への記載事項において、ケーブルテレビ運営事業者に対して情報提供をすることの同意は記載されているが、交付要綱に基づく審査を市が行う際、個人情報を確認することに関して、申請時口頭にて同意を得ているとされているものの書面による確認がなされていない。

行政がその保有する個人情報の確認等を行うことについて、申請書に記載するなどし、申請者の同意の意志が明確に確認できるよう対応されたい。

第7 監査の概要

監査の概要は、以下のとおりである。

1 団体の概要

法人名	株式会社吉備ケーブルテレビ	
代表者氏名	代表取締役社長 藤 岡 孝	
本社の所在地	高梁市落合町阿部1768番地の5	
法人の沿革	平成12年8月	設立
	平成12年11月	高梁市からの出資を受け第3セクター化
	平成13年5月	有漢町（当時）、賀陽町（当時）からの出資を受け第3セクター化
	平成14年9月	第一種電気通信事業開始（インターネット）
	平成20年3月	新見市、吉備中央町とのIRU契約締結
	平成20年4月	新見支局開局
	平成22年4月	高梁市西部地区ケーブルテレビ施設完成
		高梁市とのIRU契約締結
吉備中央町支局開局		
事業内容	<p>有線テレビジョン放送業務・有線ラジオ放送業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線テレビジョン放送法による有線テレビジョン放送事業 ・有線ラジオ放送業務の運用の規定に関する法律による有線ラジオ放送業務 ・広報、行政情報番組等の放送番組、録音、録画物の制作及び販売 ・放送番組、コマーシャルの企画、制作、販売 ・チャンネルのリース及び放送時間の販売 ・有線テレビジョン放送施設の設計、施工、並びに保守、運営、管理 <p>第一種電気通信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法の定める電気通信事業 ・電気設備工事及び電気通信設備工事の設計、施工、管理 ・光ファイバー応用通信設備の設計、施工及びリース ・インターネットを利用した各種情報提供サービス業 	

2 事業の概要（株式会社吉備ケーブルテレビ「定款」より）

- (1) 有線テレビジョン放送法による有線テレビジョン放送事業、有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律による放送事業及び両事業に関連する情報提供事業の経営及び運営受託
- (2) 広報番組・行政情報番組等の放送番組、録音・録画物の制作及び販売
- (3) 放送番組、コマーシャルの企画、制作、販売
- (4) チャンネルのリース及び放送時間の販売
- (5) 放送設備・機器及びその使用権のリース
- (6) 放送番組の作成業務要員・編集業務要員の派遣
- (7) 有線テレビジョン放送施設の設計、施工並びに保守、運営、管理
- (8) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (9) 電気設備工事及び電気通信設備工事の設計、施工、監理
- (10) 光ファイバー応用通信設備の設計、施工及びリース
- (11) 文化シンポジウムの企画、立案、運営
- (12) 映画、音楽、美術、スポーツ、その他の文化事業の企画、制作、興業、販売及び配給
- (13) インターネットを利用した各種情報提供サービス業
- (14) オンライン・オフラインによる情報の収集、提供
- (15) 障害者及び高齢者の趣味活動、社会参加活動の援助
- (16) 前記各号に付帯関連する一切の業務

3 役員等の状況

(単位：人)

区 分		現員数	定款上の定数
取締役等	代表取締役社長	1	5名以内
	専務取締役	1	
	取締役	1	
	監査役	1	2名以内

- 上記の取締役等数は株式会社吉備ケーブルテレビの『会社の概況（平成26年3月31日現在）』による

4 平成25年度市町村別ケーブルテレビ加入世帯数(平成26年3月31日現在)

(単位：人、%)

科目区分	高梁市	吉備中央町	新見市
前年度末加入世帯数	10,465	2,891	9,000
当年度加入世帯数	159	99	246
当年度解約世帯数	197	42	230
当該年度末総加入世帯数	10,427	2,948	9,016
世帯数	13,910	4,460	12,208
加入率	75.0	66.1	73.9

■ 上記の世帯数等は株式会社吉備ケーブルテレビ調べの状況である。

5 補助金の交付状況等

(1) 補助金の名称 高梁市ケーブルテレビ利用料金減免事業補助金

■ 「補助金」とは、地方公共団体が民間に対して交付される金銭的給付を言い、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定を根拠としている。

また、補助金については、「高梁市補助金等交付規則」、「高梁市補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等を定める規程」及び「高梁市ケーブルテレビ利用料金減免事業補助金交付要綱（取扱内規）」が制定されている。

なお、補助金交付にあたっては、

- ①ケーブルテレビ利用料金減免事業補助金交付申請書
- ②高梁市ケーブルテレビ利用料金減免事業補助金実績報告書

の提出が規定されている。

(2) 補助の目的

ケーブルテレビを活用して行政情報を提供するにあたり、市内のケーブルテレビに加入する者の負担を軽減し、行政情報を享受しやすい環境を整備するため、ケーブルテレビ運営事業者が基本月額利用料金の減免を行った場合に、その減免額の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

(3) 補助金交付状況等（補助金の交付申請、実績報告が行われている。）

	項目	年月日	金額
交 付 申 請	申 請	平成26年3月28日	11,768,350円
交 付 決 定	決 定	平成26年3月31日	11,768,350円
実 績 報 告	報 告	平成26年3月31日	11,768,350円
確 定 通 知	確 定	平成26年3月31日	11,768,350円

(4) 減免対象者、減免額及び補助基準額

次の減免対象者に係る基本月額利用料金をケーブルテレビ事業者が全額又は2分の1を減免した場合、その一部に対し予算の範囲内で補助金の交付を行う制度である。

ただし、75歳以上の1人暮らし高齢者で市県民税非課税の措置を受けている者に対する市の補助基準額は、基本月額利用料の4分の1であるが、ケーブルテレビ運営事業者が市と同率の補助を行い、対象者の減免額は基本月額利用料の2分の1となっている。

減免対象者	減額額	補助基準額
<p>①生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助者</p> <p>②らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第29号）に規定する援護者</p> <p>③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支給給付を受けている者</p> <p>④次の各号に該当する障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市県民税非課税の措置を受けている世帯</p> <p>1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者</p> <p>2) 所得税法（昭和40年法律第33号）または地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者</p> <p>3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者</p> <p>⑤災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物</p>	<p>基本月額利用料の全額</p>	<p>同左</p>

減免対象者	減額額	補助基準額
⑥次の各号に該当する重度の障害者（全額免除該当者を除く）で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する世帯主である者 1)身体障害者福祉法に規定する視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳を所持する者で、その障害等級が1級または2級である重度の身体障害者 2)所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者 3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である重度の精神障害者	基本月額利用料の2分の1	同左
⑦75歳以上の1人暮らし高齢者で市県民税非課税の措置を受けている者	基本月額利用料の2分の1	基本月額利用料の4分の1

(5) 平成25年度補助金交付内訳減免対象者、減免額及び補助金交付対象額

	全額免除	半額免除	合計
減免対象者人数	354人	388人	742人
減免額	9,114,600円	5,174,400円	14,289,000円
補助金交付対象額	9,114,600円	2,653,750円	11,768,350円

(6) 株式会社吉備ケーブルテレビにおける補助金収入状況

平成25年度分として交付された、高梁市ケーブルテレビ利用料金減免事業補助金は営業外収入の内雑収入として処理されている。